山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について 山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月20日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例

山陽小野田市介護保険条例(平成17年山陽小野田市条例第116号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、第1号被保険者についての保険料の減額賦課に 係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率は、次の各号 に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 前項第1号に該当する者 24,750円
 - (2) 前項第2号に該当する者 37,950円
 - (3) 前項第3号に該当する者 47,850円

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で 定める日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山陽小野田市介護保険条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料から適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

山陽小野田市介護保険条例新旧対照表

後 改 正. 改 TF. 前 (保険料率) (保険料率) 第15条 平成30年度から平成32年度までの各年度におけ 第15条 平成30年度から平成32年度までの各年度におけ る保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応 る保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応 じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下 (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下 「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 「令」という。) 第39条第1項第1号に掲げる者 33,000円 33,000円 (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 46,200円 (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 46,200円 (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 49,500円 (3) 今第39条第1項第3号に掲げる者 49,500円 (4) ~(11) (略) (4)~(11) (略) 2 前項の規定にかかわらず、第1号被保険者についての保険 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課 料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度 に係る前項第1号に該当する者の平成30年度から平成32 における保険料率は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、そ 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわ れぞれ当該各号に定める額とする。 らず、29、700円とする。 (1) 前項第1号に該当する者 24,750円 (2) 前項第2号に該当する者 37,950円 (3) 前項第3号に該当する者 47,850円